

新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）

議事概要

1 日時

令和3年2月26日（金）18時17分～18時36分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 梶山 弘志

環境大臣 小泉 進次郎

内閣官房長官 加藤 勝信

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

内閣府特命担当大臣 河野 太郎

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 平井 卓也

内閣府特命担当大臣 丸川 珠代

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

復興副大臣 亀岡 偉民

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 ミッ林 裕巳

総務副大臣 熊田 裕通

外務副大臣 鷲尾 英一郎

財務副大臣 中西 健治

農林水産副大臣 宮内 秀樹

国土交通副大臣 大西 英男

防衛副大臣 中山 泰秀

内閣官房副長官 坂井 学

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 阿達 雅志

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣官房副長官補 滝崎 成樹

内閣官房副長官補 高橋 憲一

内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

内閣審議官（内閣広報官代理） 田中 愛智朗

4 議事概要

【厚生労働大臣】

新型コロナウイルスの感染状況について、昨日2月25日時点での全国の新規感染者は1,075人、一週間の移動平均では1,055人となっています。

最近の感染状況等について、専門家からは、全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、1月中旬以降減少が継続、直近の1週間では10万人あたり約7人となっているが、2月中旬以降減少スピードが鈍化しており、下げ止まる可能性もあり、さらに、リバウンドに留意が必要。入院者数、重症者数、死亡者数、療養者数も減少傾向が継続。一方で、60歳以上の新規感染者数の割合が3割を超えており、重症者数や死亡者数の減少は新規感染者数や入院者数の減少と比べ時間を要する見込み。感染者数や療養者数の減少に伴い、保健所や医療機関の負荷は軽減してきたが、現場は長期にわたって対応してきており、業務への影響は直ちには解消されていない。高齢者施設でのクラスター発生事例も継続。感染者数の下げ止まりや医療提供体制等への負荷の継続、変異株のリスクもあり、そうした中で緊急事態宣言の解除がリバウンドを誘発することへの懸念に留意が必要である。緊急事態宣言が解除されたとしても、ステージⅡ水準以下を目指し、地域の感染状況等に応じ、飲食の場面など引き続き感染を減少させる取組を行っていくことが必要。また、今般の取組の評価も踏まえ、次の波に備えた対応を行うことが重要。再拡大防止には、恒例行事など節目での人々の行動が鍵である。今後、大人数の会食を避けるなどの観点から、年度末及び年度初めに向けては、歓送迎会、謝恩会、卒業旅行、お花見に伴う宴会等は避けていただくことに協力が得られるよう、効果的なメッセージの発信が必要。検疫体制の強化の継続とともに、今後、変異株の影響がより大きくなっていくことを踏まえた対応が必要、等の評価を頂いています。

【尾身会長】

諮問委員会を代表して、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日は、緊急事態宣言の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け議論いたしました。

政府から示された岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の緊急事態宣言を解除することについて、諮問委員会として、最終的には合意いたしました。

しかし、緊急事態宣言の1週間前倒しでの解除に関しては、変異株の出現、医療供給体制の負荷への継続、及び、いわゆる前倒し解除が人々の意識に与える影響などによる感染拡大の可能性につき、多くの委員から強い懸念が表明されました。

したがって、資料2に示された1～6の対策が、当該地域により着実に実行されることを前提としての解除合意であった旨を国から各知事の皆さんに伝えていただく

ようお願いいたしました。

解除後の最優先課題は、感染拡大いわゆるリバウンドの防止です。

そのためには、国及び自治体のリーダーシップ、それに呼応した人々の協力が、緊急事態宣言中と同様、不可欠です。さらに、感染リスクが高いと思われる地域を中心に、無症状者に焦点を当てた疫学調査なども必須です。

政府におかれましては、感染拡大防止のために、引き続き、自治体との連携による今まで以上の強いリーダーシップと国民へのわかりやすいメッセージを是非お願いいたします。

【西村国務大臣】

今ほど尾身会長から御紹介いただいたとおり、本日の諮問委員会におきまして、まず、緊急事態宣言の区域の変更に関する公示案につきまして、諮問したとおり御了解を頂いたところです。この後、政府対策本部長である菅総理に緊急事態宣言の区域の変更を行っていただくこととなります。また、これに併せて、基本的対処方針の変更についても、諮問委員会で御議論を頂いたところであり、この後、本部で決定したいと考えております。

そのポイントを簡潔に御説明いたします。

資料3を御覧ください。

大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県及び福岡県について、新規陽性者数の減少が続き、また、減少傾向であること、既にステージⅡ相当に新規陽性者数はなっていること、全体としてはステージⅢ相当となっていること、改善傾向が続いており、療養者数の減少に伴って、医療提供体制への負荷の軽減が見られることなどから、2月28日をもって、緊急事態措置の対象区域から除外することとしたいと考えているところです。今ほど尾身会長から御説明がありましたとおり、いわば条件付きの解除となっております。都道府県と連携しながら、感染の再拡大を防いでいきたいと思っております。

一方、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県については、引き続き、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷がいまだステージⅣの指標を示しているところもあり、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である3月7日に向けて、引き続き、感染防止策の更なる徹底を図っていくこととしたいと思っております。

資料の4-1の10ページを御覧ください。変異株について、政府として、変異株への警戒を強める段階にあることから、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている点など、リスク評価を引き上げる記載としております。

続いて、11ページを御覧ください。ワクチンの医療従事者向け先行接種の開始といったワクチン接種に関する最新の状況を記載しております。

16ページの⑧を御覧ください。ここでは、変異株の今後の監視体制の強化について記載されています。後ほど厚生労働大臣から御説明があると伺っております。

21ページを御覧ください。緊急事態宣言から除外された都道府県において、感染の再拡大の傾向が見られる場合に、迅速かつ適切に取組の強化を図ることとされてお

りますが、昨日の分科会において、リバウンド防止策についての提言がなされております。これを参考に取り組むこととしたいと考えております。

緊急事態宣言を早く終わらせるためにも、何としても、速やかに感染を収束させ、国民の命を守り抜くべく、地方自治体と緊密に連携しつつ、全力で感染拡大の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

資料5を御覧ください。

緊急事態宣言下における取組につきましては、地域の感染状況等を評価しながら段階的な緩和を行い、必要な対策はステージⅡ相当以下になるまで継続することにしております。

具体的には、飲食店の営業時間の短縮については、解除後に都道府県知事が行う要請について、国としてしっかりと支援をしていきます。また、イベントの開催につきましては、約1か月間、4月11日までを想定しておりますが、経過措置を経て、その他の地域レベル（上限50%）に復帰することと考えております。さらに、テレワークの推進については、出勤者数7割削減を目指してお願いをしているところですが、引き続き、当面の間はこのことを徹底をすることといたしたいと思いません。

感染再拡大防止策ですが、緊急事態宣言が解除された後も、流行の波は起こり得ますので、小さな波を大きな流行としないよう、再拡大を絶対に防いでいかなければなりません。

特に3月、4月、5月にかけては、例年、人の移動も多く、歓送迎会の時期でもあり、現に、昨年3月、4月に感染が拡大したところであるので、注意が必要です。また、変異株についても、感染力が強いと言われており、今後の対応強化が必要です。さらには、ワクチン接種を控え、医療機関にはコロナへの対応、通常医療への対応に加えてワクチン接種もお願いすることから、医療機関への負荷の軽減が必要となっております。したがって、ステージⅢ以下であることをしっかりと確認し、さらにステージⅡ以下に改善させることを確実なものとするためにも、しっかりと感染再拡大防止策に取り組む必要があります。資料5に記載されているとおり、営業時間短縮要請に関して、引き続き、見回りや働きかけ活動を徹底、飲食店におけるアクリル板の設置、換気など業種別ガイドラインの遵守徹底、感染拡大の予兆を早期に探知するための幅広いモニタリング検査、高齢者施設での集中的な検査をはじめとする、検査の戦略的拡充、濃厚接触者への積極的疫学調査を再度強

化するなど、クラスター対策の強化、そして、感染拡大の兆しをつかんだ場合には、改正特措法によるまん延防止等重点措置の機動的な活用、ワクチン接種の着実かつ円滑な実施、変異株への包括的な対策強化、こういった対策について、関係省庁、地方自治体、関係団体と一体となって、取り組んでまいりたいと考えております。

【厚生労働大臣】

変異株については、昨年来、英国や南アフリカ等において確認されております。変異株は、感染力が増していることが懸念されており、また、ワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されています。我が国においても、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりのない事例も見られます。

また、専門家からも、今後、変異株の影響がより大きくなっていくことを踏まえ、国内の変異株のサーベイランス体制の早急な強化等の必要性について御指摘を頂いております。

先ほど西村大臣からも御発言がありましたとおり、変異株の流入を防ぎ、国内の感染拡大を防止するため、本日、変異株対策の政策パッケージをとりまとめました。

民間検査機関や大学等とも連携して変異株の国内監視体制を強化するとともに、変異株事例が発生した場合には、クラスター対策の専門家を派遣し、積極的疫学調査や検査を徹底してまいります。

変異株であっても、3密、特にリスクの高い5つの場面などの回避、マスクの着用、手洗いなどの対策は有効ですので、徹底をお願いいたします。

【内閣総理大臣】

1月の緊急事態宣言の発出以降、新規感染者数は目に見えて大きく減らすことができました。入院者や重症者の数も継続して少なくなっております。医療機関の厳しい状況は続いておりますが、現場の皆さんの御負担も、一時に比べれば減ってきていると聞いております。こうした状況を地域ごとに勘案し、緊急事態宣言の対象区域について、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の6府県を、2月28日をもって解除することといたします。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県については、宣言の期限である3月7日に向けて、飲食店の時間短縮を始めとするこれまでの対策を一層徹底してまいります。

解除となる6府県においては、解除とはなりますが、引き続き緊張感を持って対応していただきます。飲食店の時間短縮について、各府県の判断で段階的に緩和することとし、国として最大4万円の協力金の支援を行います。飲食店では、アクリル板の設置や席と席の間隔を設けることなど、ガイドラインの遵守をお願いいたします。年末には忘年会の影響で感染が拡大したという専門家の御指摘があります。今後も、大人数の会食については控えていただくようお願いいたします。さらに、感染再拡大の防止に向けて、各地域において、国と都道府県が連携して、戦略的に検査を行うとともに、

医療体制の強化を図っていただくようお願いいたします。

本日は、年末以来 17 都府県で確認されている変異株への対応策を決定いたしました。来月から、変異株が短時間で検出できる新たな方法の検査を全ての都道府県で実施し、国内の監視体制を強化し、引き続き十分に警戒してまいります。

まずは、最後まで気を緩めずに、3月7日に予定どおり、全ての地域で緊急事態宣言を終わらせることが大事です。都道府県と連携し、これまで以上に、飲食などの感染リスクについて注意を喚起し、マスクの着用などの基本的な感染対策を徹底していただくようお願いいたします。

以 上